

条例区域から除外となる浸水想定区域内の既存建築物

- 1 申請地は、次の各号のいずれにも該当する土地であること。
 - (1)適法に建築された一戸建ての住宅又は店舗併用住宅の用に供されている土地
 - (2)高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例施行規則第2条第4号（土砂災害警戒区域）又は第5号（最大浸水深3.0メートル以上の洪水浸水想定区域）に該当することから令和4年4月1日以降高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（以下「条例」という。）の対象となる区域から除外された土地
 - (3)第2号を除き、条例第3条第3号の運用基準に適合する土地
 - 2 土砂災害警戒区域においては、居住予定者が身の安全を確保できる建築物とすること。なお、既存住宅をそのまま利用することから建築物の対策が困難な場合は、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。
 - 3 洪水浸水想定区域においては、居住予定者全員の一時的な身の安全を確保するため、居室（注）の床面の高さが最大浸水深以上となるよう浸水対策を行うこと。なお、既存住宅をそのまま利用することから建築物の高床化や盛土等の浸水対策が困難な場合は、確実な避難の実施を担保する避難計画が確認できること。
 - 4 申請者及び同居予定者は、自己の居住の用に供する住宅を所有していないこと。
 - 5 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（専用住宅）とする。
 - 6 建築物の高さは、10メートル以下であること。
 - 7 給排水の計画は、次の各号に該当すること。
 - (1)給排水管は、申請地以外の民地を通らずに、個別に取出し及び取付けをすること。
 - (2)汚水は、公共下水道等に排水、又は合併浄化槽による処理後、排水路に排水のいずれかによること。
 - 8 開発又は建築を行うために他の法令による許認可が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。
- 注 建築基準法第2条第4号に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいう。